

## 岡山県産木材加工流通促進検討調査業務仕様書

### 【適用】

本仕様書は、岡山県（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に委託する令和8年度岡山県産木材加工流通促進検討調査業務（以下「本業務」という）に適用する。

### 【業務の目的】

県産材の利用促進を目的とし、県産材の受入れ能力が限界となる県内加工流通体制の増強を想定し、新たな拠点となる木材加工流通施設導入に係る計画の妥当性、実現可能性の調査を行う。

### 【業務の期間】

契約締結日 ～ 令和8年8月28日

### 【業務の内容】

- (1) 県内外の木材供給、木材製品流通、木材需給の現状分析
  - ・ 県内の原木市場、木材製品市場及び製材工場等に対し需給状況や出荷先等の調査
  - ・ 県内の原木市場から原木を調達している製材工場等に対し需給状況や出荷先等の調査
- (2) 新たな木材加工流通施設の導入に係る計画の課題調査
  - ・ 新たな木材加工流通施設の導入を計画している事業者に対し、計画内容の確認及び検討
  - ・ 新たな木材加工流通施設が取組む製品に関する現状と今後の見通しに関する調査
  - ・ 県内の原木市場及び素材生産事業者等に対し、新たな木材加工流通施設からの原木需要への対応に関する調査
  - ・ 県内外の木材製品市場等に対し、新たな木材加工流通施設からの木材製品の供給への対応に関する調査
  - ・ 新たな木材加工流通施設の導入を計画している事業者の収支状況の把握と分析及びこれを踏まえた採算性の検証
- (3) 新たな木材加工流通施設の導入に係る計画の妥当性
  - ・ 上記の調査結果を基にした、当該計画の妥当性の検証

**【成果報告書等の提出】**

乙は、上記調査結果について取りまとめ、次により報告書を甲に提出する。

- ・成果報告書素案 [7月31日]
- ・成果報告書 [8月28日]

**【その他】**

- (1) 乙は、調査実施前および調査期間中に甲との打合せを密に行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙による協議の上、誠実に本業務を遂行する。